

「債権差押命令」の送達を受けた長崎県立大学は、さすがに大学の財産を実際に差し押さえられたときの周辺への影響を理解して慌てたのか、姿勢を一変させ、任意で債権を支払いたいと久木野教授に申し出るとともに裁判所の「債権差押命令」を取り下げて欲しいと要望してきました。